

令和5年度 葛飾区児童養護施設に対する指導検査実施方針

5 葛子施第866号
令和5年12月13日
子育て支援部長決裁

1 基本方針

区はこれまで、子ども・子育て支援法に基づき、保育施設を中心に指導検査を行ってきたところである。令和5年10月の児童相談所開設に伴い、児童福祉法に基づく指導監督等の権限の移管を受け、母子生活支援施設、養護施設等の児童福祉施設が新たに指導検査を行う対象施設となった。昨今、保育施設等における子どもへの虐待や不適切保育の事案が繰り返し発生しており、子どもの人権及び安全に配慮した保育を担保するためには、指導検査は一層重要な役割を担っており、これら全ての施設の運営等における質の確保・向上を図ることは喫緊の課題である。

とりわけ、児童養護施設においては、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設であることから、保育施設と同様に、児童の安全な環境下での適切なサービスの提供や施設の適正な運営等を確認する指導検査を行っていく必要がある。

以上のことから、児童養護施設について、次項に掲げる重点項目を中心に指導検査を実施する。については、別に定める検査基準に照らして各施設の状況を詳らかにし、指導助言を行うとともに、関係法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求め、速やかな改善及び期限内の改善報告書の提出を求めていく。

また、重大な法令違反や不適切なサービスの提供の疑いがある場合には、児童養護施設等の社会的役割に対する使命を確保維持するため、速やかに特別指導検査を実施する。

さらに、定期的に巡回訪問を行い、運営状況等を確認し、必要に応じて指導助言を行っていく。

2 指導検査の重点事項

(1) 運営関係

ア 基本方針及び組織

(ア) 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化しているか。

(イ) 職員等が被措置児童への虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

(ウ) 苦情解決の仕組みを整備し、苦情に迅速かつ適切に対応しているか。

イ 職員の状況

- (ア) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、労働者名簿、資格証明書及び履歴書などの人事関連帳簿や出退勤記録などの勤務関連帳簿を整備しているか。

ウ 安全対策の状況

- (ア) 建物の設備は区条例等に定める基準を満たしているか。また、危険な箇所はないか。
- (イ) 地震、火災及び風水害等の災害対策として、消防計画、避難確保計画を策定し、消防署、区に提出しているか。また、災害非常時の対応マニュアルが整備され、職員会議等で職員間での共通理解が図られているか。職員が緊急時に具体的な対応ができるよう避難訓練、消火訓練、救急救命訓練等が行われているか。
- (ウ) 安全計画を策定するとともに、保護者へ周知しているか。また、職員の研修及び訓練を実施しているか。

(2) 養護関係

ア 養育・支援の実践

- (ア) 養護・支援が自立支援計画に基づき適切に行われているか。
- (イ) 自立支援計画は児童の状況を十分に把握したうえで策定し、定期的再評価し、必要な見直しを行っているか。

イ 食事に関する栄養及び衛生管理の状況

- (ア) 日々提供される食事は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。

ウ 預り金等の管理状況

- (ア) 管理体制を確立し、適切な管理が行われているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理

- (ア) 会計基準に則った適切な会計処理がなされているか。

イ 運営費の運用

- (ア) 運営費の弾力運用が認められる要件を満たしているか。
- (イ) 運営費の貸付け又は積立て、各区分間の資金移動、前期末支払資金残高の取崩し等、管理・運用が適正になされているか。

3 関係部署との連携

- (1) 運営所管である児童相談所と連携して指導検査に係る必要な情報の交換を行う。
- (2) 当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と必要に応じて連携していく。